

# ○京 都 府 立 大 学 学 則

(平成20年京都府立大学規則第1号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第12条）
- 第2章 職員（第13条－第17条）
- 第3章 運営組織（第18条・第19条）
- 第4章 学年、学期及び休業日（第20条－第22条）
- 第5章 入学及び移籍（第23条－第30条）
- 第6章 教育課程、履修方法及び単位の認定（第31条－第42条）
- 第7章 修業年限、在学年限、卒業及び学位の授与（第43条－第45条）
- 第8章 入学考査料、入学料及び授業料（第46条－第48条）
- 第9章 休学、転学、退学、除籍及び学生細則（第49条－第54条）
- 第10章 賞罰（第55条・第56条）
- 第11章 健康管理及び厚生施設（第57条）
- 第12章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生（第58条－第61条）
- 第13章 共同研究員及び研修員（第62条・第63条）
- 第14章 公開講座、大学の社会開放及び国際交流（第64条－第66条）
- 第15章 雑則（第67条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** 京都府立大学（以下「本学」という。）は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

#### （自己評価等）

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

#### （情報の積極的な提供）

**第3条** 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(学部、学科組織及び定員)

**第4条** 本学に次の学部を置く。

- (1) 文学部
- (2) 公共政策学部
- (3) 農学食科学部
- (4) 生命理工情報学部
- (5) 環境科学部

2 学部に置く学科並びにその入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学科の目的)

**第5条** 日本・中国文化学科は、日本と中国の言語・文学・文化について探求することを目的として、日本語学・日本文学・京都文化学・和漢比較文学・中国文学について、相互の関連を踏まえながら専門的な教育研究を行い、各分野について深い知識を持ち、かつ五分野を関連づけて思考することのできる人材を養成する。

2 国際文化交流学科は、多文化共生の時代に必要な異文化理解を深めることを目的として、国際京都文化、英語圏文化、外国語コミュニケーションの分野の教育研究を行い、高度な外国語運用能力・柔軟な思考力・問題発見能力・自己表現力を備えた、広い国際的視野を持った人材を養成する。

3 歴史学科は、人間の文化的・社会的営為について歴史と文化遺産に関わる専門的領域を考究することを目的として、日本を中心としてひろく世界についてその社会と文化、思想の歴史的展開に関する教育研究を行い、人類の過去と現在、未来に対する洞察力、分析力をもつ人材、さらに歴史的遺産を理解しその継承に資する人材を養成する。

4 公共政策学科は、福祉社会の創造を目的として、法学・経済学をはじめとする社会科学の諸分野から公共政策のあり方についての教育研究を行い、地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる能力を有する人材を養成する。

5 福祉社会学科は、福祉社会の創造を目的として、社会福祉学・社会学・教育学・心理学等の諸分野から教育研究を行い、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる能力を有する人材を養成する。

6 農学生命科学科は、「ゲノムから生産・流通まで」の方針のもと、生物機能の開発とその高度利用技術、それらの社会経済的側面について教育研究を行い、

農業とそれに関連する諸産業の発展に広い視野をもって寄与できる人材を養成する。

- 7 栄養科学科は、生活の質を向上させることを目的として、「食」と「健康」を取り巻く要因を総合的に捉え、望ましい食生活のあり方について教育研究を行い、栄養科学に関する高い見識を持ち、課題解決能力を持った社会に貢献できる人材を養成する。
- 8 和食文化科学科は、日本社会の伝統的な食文化に内在する普遍的価値を探究することを目的として、生活文化としての食をサイエンスと人文・社会科学を横断する手法により読み解くとともに、食の現場で起きていることを自らの手で学び取る技量を身につける教育研究を行い、日本における和食文化を継承・発展させ和食が持つ魅力とその神髄を世界に向かって発信できる人材を養成する。
- 9 生命化学科は、生命現象と生命環境を分子レベルで理解し、科学の進歩と社会の科学的課題の解決に貢献することを目的として、少数精鋭の実験を重視した体系的な生命化学の教育研究を行い、広い視野と論理的思考力を有し、専門知識と先端技術を展開して社会に貢献できる人材を育成する。
- 10 理工情報学科は、情報科学の基礎知識を基盤として、自然科学、数理科学にわたる幅の広い教育と研究を行うことで、広範囲の科学技術を持続可能な社会の発展に活かすことができる人材を養成する。
- 11 森林科学科は、地球環境に関する科学的理解と保全、森林資源の有効利用を目的として、森林とその生産資源に関係する事象に対して総合的な教育研究を行い、環境問題、資源問題への取り組みを通じて地域貢献、ひいては国際貢献できる人材を養成する。
- 12 環境デザイン学科は、豊かな生活環境の実現を目的として、住居・建築学、インテリア・生活デザインについて教育研究を行うことにより、広い教養と総合的な判断力を持ち、人と環境に優しい生活環境と生活様式の創造ができる人材を養成する。

(大学院)

**第6条** 本学に大学院を置く。

- 2 大学院の目的、研究科等の組織、授与する学位その他必要な事項は、別に定める。

(講座)

**第7条** 本学に別表第2に掲げる講座を置く。

(附属図書館)

**第8条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育センター)

**第9条** 本学に教養教育センターを置く。

2 教養教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教職センター)

**第9条の2** 本学に教職センターを置く。

2 教職センターに関し必要な事項は、別に定める。

(全学組織)

**第10条** 本学に次の組織を置く。

- (1) 京都地域未来創造センター
- (2) 京都和食文化研究センター
- (3) 国際センター
- (4) 産学公連携リエゾンオフィス
- (5) A I データサイエンス教育研究センター
- (6) 京の防災防疫安全安心研究センター
- (7) 新自然史科学創生センター
- (8) ゼロカーボンキャンパス推進センター

2 前項に定める組織に関し必要な事項は別に定める。

(学部附属施設)

**第11条** 農学食科学部に附属農場、環境科学部に附属演習林を置く。

2 附属農場及び附属演習林に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

**第12条** 本学に事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

## **第2章 職員**

(職員)

**第13条** 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手
  - (4) 事務職員及び技術職員
  - (5) その他必要な職員
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (各組織の長)

**第 14 条** 本学に学長のほか、学部長、生命環境科学研究科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、入試部長、企画戦略部長、教養教育センター長、京都地域未来創造センター長、京都和食文化研究センター長、国際センター長、産学公連携リエゾンオフィス長、A I データサイエンス教育研究センター長、京の防災防疫安全安心研究センター長、新自然史科学創生センター長、ゼロカーボンキャンパス推進センター長及び事務局長を置く。

2 農学食科学部の附属農場に農場長を、環境科学部の附属演習林に演習林長を置く。

3 前 2 項に規定する者（事務局長を除く。）の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（名誉教授）

**第15条** 本学に多年勤続し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（特任教員）

**第16条** 本学に特任教員として、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教員）

**第17条** 本学に客員教員として、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 3 章 運営組織

（教育研究評議会）

**第18条** 京都府公立大学法人定款第21条の規定により本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

**第19条** 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部の教授（農学食科学部（ただし、和食文化科学科を除く。）、生命理工情報学部及び環境科学部にあっては、生命環境科学研究科の教授でそれぞれの学部の担当を命ぜられたもの）をもって組織する。ただし、准教授及びその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学部学生の入学、卒業等に関する事項

- (2) 学士の学位に関する事項
  - (3) 学部教員の選考に関する事項
  - (4) 学部学生の懲戒に関する事項
  - (5) 学部長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項
  - (6) 学部における教育課程の編成に関する事項
- 4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (1) 学部に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 学部予算に関する事項
  - (3) 学部学生の退学、転学、留学、休学に関する事項（前項第4号の場合を除く）
  - (4) その他学部の運営に関する事項
- 5 教授会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

**第20条** 学年は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（学期）

**第21条** 学年を分かち、次の二期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前期及び後期の期間を変更することができる。

（休業日）

**第22条** 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 11月5日
- (4) 春期休業 4月1日から4月6日まで
- (5) 夏期休業 8月10日から9月30日まで
- (6) 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで
- (7) 春期休業 3月24日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

#### 第5章 入学及び移籍

(入学の時期)

**第23条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第24条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる  
者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した  
在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大  
臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを  
文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高  
等学校卒業程度認定試験に合格した者（高等学校卒業程度認定試験規則附則第  
2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）  
による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ  
ると本学が認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

**第25条** 本学への入学を志願する者は、学長が別に定める入学願書にその他の書  
類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選抜)

**第26条** 前条の入学を志願する者に対しては、教授会が別に定めるところにより  
選抜を行う。

(外国人留学生)

**第27条** 外国人で第24条各号の一に該当し、本学に入学を志願するものがある場  
合は、前条の規定による選抜に代えて、教授会が別に定める方法で選考を行う。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

**第28条** 本学と協定を締結した外国の大学に在学する者で、本学への編入学を志  
願するものがあるときは、第26条の規定による選抜及び前条の規定による選考  
に代えて、教授会が別に定める方法により選考を行うことができる。

(再入学)

**第28条の2** 本学をやむを得ない理由で退学し、又は除籍された者で、退学又は除籍後2年以内に、同一の学部の同一の学科に入学を志願する者の再入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の決定、手続及び入学許可)

**第29条** 第26条の規定による選抜又は第27条若しくは前条の規定による選考に合格し、学長が入学の決定をした者は、学長が別に定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者（第47条に規定する入学料の免除及び徴収の猶予に関し、申請書が受理された者を含む。）に入学を許可する。

(学部又は学科の移籍)

**第30条** 本学学生で、その所属する学部又は学科以外の学部又は学科に移籍を志願するものがある場合は、移籍を希望する学部又は学科の属する教授会が選考の上、学長が決定し、許可する。

2 前項の選考に関する基準は、教育研究評議会の審議を経て、学長が別に定める。

## **第6章 教育課程、履修方法及び単位の認定**

(授業科目)

**第31条** 本学が開設する授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目は、教養基礎科目、キャリア育成科目、教養総合科目及び教養展開科目に区分する。

3 教養教育科目の授業科目は、必要に応じて、全学部共通授業科目として開講できるものとする。

4 専門教育科目の授業科目は、必要に応じて、全学部共通授業科目（二つ以上の学部の共通授業科目を含む。）、学部共通授業科目（当該学部の二つ以上の学科の共通授業科目を含む。）又は学科共通授業科目として開講できるものとする。

5 授業科目の細目については、別に定める。

(履修方法)

**第32条** 授業科目の履修については、必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 学生は、別表第3に定めるところにより単位を修得しなければならない。

3 履修方法の細目については、別に定める。

(教育内容等改善のための組織的な研究等)

**第33条** 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の算定基準)

**第34条** 各授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義及び演習については、原則として毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技及び講読については、原則として毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位の算定基準については、これらに必要な学修等を考慮して、教授会が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、諸資格の取得に関して法令により定められた授業科目の単位の算定基準については、教授会が別に定めることができる。

(単位修得の認定)

**第35条** 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績と平素の学修状況を評価して行う。

2 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語で表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

ただし、別途定める授業科目については、合格・不合格をもって表することができるものとする。

(他の学部の授業科目の履修)

**第36条** 学生は、本学の他の学部の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修等)

**第37条** 学生が他の大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位等を、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 学生が行う大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(留学)

**第38条** 外国の大学等に留学することを志願する者は、教授会の審議を経て、学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、教授会が教育上特に有益と認めた場合に限り、第45条に定める在学期間に含めることができる。

- 3 学生の留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

**第39条** 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った第37条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等で修得した単位数の取扱い)

**第40条** 学生が第37条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により本学で修得したとみなされる単位は、合算して60単位を超えない範囲で、教授会が教育上有益と認めた場合に限られる。

- 2 前項の単位は、教授会が認めた場合には、卒業の要件となる単位に算入することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第28条の規定により編入学を許可された者が、すでに履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき期間については、教授会が当該者について個別に定める。

(教育職員免許状の取得並びにその種類及び教科)

**第41条** 教育職員の免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、所要の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 本学において資格を取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第4のとおりとする。

(学芸員資格の取得)

**第42条** 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）の定めるところにより、所要の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

## 第7章 修業年限、在学年限、卒業及び学位の授与

(修業年限及び在学年限)

**第43条** 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて本学に在学することはできない。

**第44条** 前条の規定にかかわらず、第28条の規定により入学した者の修業年限は2年次編入学生にあつては3年とし、3年次編入学生にあつては2年とする。

- 2 2年次編入学生にあつては、6年、3年次編入学生にあつては4年を超えて本学に在学することができない。

(卒業及び学士の学位の授与)

**第45条** 第43条第1項又は前条第1項に規定する期間以上在学し、学部所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者に対し、学部長は、教授会の審議を経て、卒業資格を認定する。

2 学長は、前項の規定による卒業資格の認定を経て学士の学位を授与する。

3 前項に規定する学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

#### **第8章 入学審査料、入学料及び授業料**

(入学審査料、入学料及び授業料)

**第46条** 入学審査料、入学料及び授業料並びにその徴収方法及び納付期限については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第24号。以下本章において「規程」という。）の定めるところによる。

(入学料の免除等)

**第47条** 成績が良好と認められる者で、学資の負担が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者について、規程の定めるところにより、学長は、入学料の全部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料の免除等)

**第48条** 成績が良好と認められる者で、学資の負担が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者について、規程の定めるところにより、学長は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

#### **第9章 休学、転学、退学、除籍及び学生細則**

(休学)

**第49条** 病気その他の理由で引き続き3月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適しないと認める者に対し、休学を命じることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 学期の中途において休学するときは、その学期分の授業料を全額納入しなければならない。

(復学)

**第50条** 休学期間中の者は、休学の理由が消滅した場合には、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

2 学期の中途において復学するときは、その学期分の授業料を全額納入しなければならない。

(転学)

**第51条** 他の大学に入学又は編入学する者は、本学を退学しなければならない。

(退学)

**第52条** 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けて退学することができる。

2 学期の中途において退学するときは、その学期分の授業料を全額納入しなければならない。

(除籍)

**第53条** 学長は、次の各号の一に該当する者がある場合は、その者を除籍する。

(1) 在学期間が8年を超える者

ただし、第28条の規定により入学した者は、第44条第2項に規定する在学年限を超える者

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者

(3) 入学料の免除を申請し免除が認められなかった者又は入学料の徴収の猶予を申請した者で、納付期限までに納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者

(学生細則)

**第54条** 学生の守らなければならない細則は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

**第55条** 学長は、学生として模範となる行為のあった者を表彰することができる。

(懲戒)

**第56条** 学長は、学生が本学の諸規程等に違反し、又はその本分に反する行為があった場合は、懲戒する。

2 前項の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第11章 健康管理及び厚生施設

(健康管理及び厚生施設)

**第57条** 本学に医務室、食堂、大学会館及びその他必要な健康管理厚生施設を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

**第58条** 学長は、本学において特定の事項を研究しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、研究生として本学に在籍することを許可することができる。

2 研究生に志願することができる者は、大学若しくは短期大学（外国の大学、

短期大学等を含む。)を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者とする。

- 3 研究生は、研究上の必要に応じて、在籍学部の授業を履修することができる。
- 4 研究生は、他の学部の授業科目を履修しようとする場合は、所属する学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。  
(科目等履修生)

**第59条** 学長は、本学において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に志願できる者は、第24条各号の一に該当する者とする。
- 3 科目等履修生には、第35条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

**第60条** 学長は、本学が単位互換協定を締結している本学以外の大学又は短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとするものがある場合は、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講学生には、第35条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(準用規定)

**第61条** 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第52条、第53条、第54条及び第56条の規定を準用する。

### 第13章 共同研究員及び研修員

(共同研究員)

**第62条** 学長は、本学教員が本学以外の研究者（外国人を含む。）と、本学において一定の期間共同研究を行おうとする場合は、当該研究者が共同研究員として本学で研究することを許可することができる。

- 2 共同研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(研修員)

**第63条** 学長は、他の大学その他の団体から研修のため本学に派遣された者等について、研修を許可することができる。

- 2 研修員に関し必要な事項は、別に定める。

### 第14章 公開講座、大学の社会開放及び国際交流

(公開講座等)

**第64条** 本学は、地域住民の文化及び生活の向上並びに生涯学習の要望に応えるため、公開講座その他の事業を行うことができる。

2 前項の事業に関し必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

**第65条** 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設及び教育研究機能を地域住民の利用に供することができる。

2 前項の規定による社会開放に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

**第66条** 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学及び研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。

2 前項の規定による国際交流に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章 雑則

(学則の施行)

**第67条** この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学部、福祉社会学部、人間環境学部及び農学部については、この学則の施行の日前に当該学部に進学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学学則（平成9年京都府立大学訓令第1号。以下「旧学則」という。）の規定中、卒業の要件、学位の授与、教育課程、授業科目の履修、単位の修得、諸資格の取得及び学部、学科又は専攻の移籍に関する部分は、なお従前の例による。

この場合において、福祉社会学部長は公共政策学部長が、人間環境学部長及び農学部長は生命環境科学研究科長が、それぞれ兼ねるものとする。

3 この学則の施行の日以降において編入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

4 旧学則又は旧学則に基づく規程の規定によってした処分、手続きその他の行為でこの学則又はこの学則に基づく規程に相当の規定があるものは、この学則又はこの学則に基づく規程の相当の規定によってしたものとみなす。

5 前3項の規定の適用にあたり、旧学則第12条に規定する評議会の権限とされ

ているものについては、この学則に規定する教育研究評議会が行うものとする。

**附 則**

(施行期日)

この学則は、平成21年7月8日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日前に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

**附 則**

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項、第22条第2項及び第35条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第35条及び第41条第2項の適用は、施行の日前に在学する者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度入学生については、なお、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和2年6月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

１ この学則は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この学則の施行の日前に在学する者については、なお従前の例による。

３ この学則の施行の日以降において編入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

**附 則**

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

**別表第１（第４条関係）**

| 学 部      | 学 科       | 入学定員 | 収容定員  |
|----------|-----------|------|-------|
| 文学部      | 日本・中国文化学科 | 32人  | 128人  |
|          | 国際文化交流学科  | 32   | 128   |
|          | 歴史学科      | 43   | 172   |
| 公共政策学部   | 公共政策学科    | 52   | 208   |
|          | 福祉社会学科    | 52   | 208   |
| 農学食科学部   | 農学生命科学科   | 50   | 200   |
|          | 栄養科学科     | 30   | 120   |
|          | 和食文化科学科   | 30   | 120   |
| 生命理工情報学部 | 生命化学科     | 32   | 128   |
|          | 理工情報学科    | 27   | 108   |
| 環境科学部    | 森林科学科     | 36   | 144   |
|          | 環境デザイン学科  | 43   | 172   |
| 合 計      |           | 459  | 1,836 |

別表第2（第7条関係）

| 学 部      | 学 科       | 講 座        |
|----------|-----------|------------|
| 文 学 部    | 日本・中国文化学科 | 日本・中国文化学講座 |
|          | 国際文化交流学科  | 国際文化交流学講座  |
|          | 歴史学科      | 歴史学講座      |
| 公共政策学部   | 公共政策学科    | 公共政策学講座    |
|          | 福祉社会学科    | 福祉・社会学講座   |
|          |           | 教育・心理学講座   |
| 農学食科学部   | 農学生命科学科   | 農学生命科学講座   |
|          | 栄養科学科     | 栄養科学講座     |
|          | 和食文化科学科   | 和食文化科学講座   |
| 生命理工情報学部 | 生命化学科     | 生命化学講座     |
|          | 理工情報学科    | 理工情報学講座    |
| 環境科学部    | 森林科学科     | 森林科学講座     |
|          | 環境デザイン学科  | 環境デザイン学講座  |

別表第 3 (第 32 条関係)

| 学 部                                                                                                                         | 学 科      | 教養教育科目               |                 |        |         | 専門教育科目  | 合 計      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------|-----------------|--------|---------|---------|----------|
|                                                                                                                             |          | 外国語を除く教養基礎、教養総合、教養展開 | 外国語             | キャリア育成 | 計       |         |          |
| 文学部                                                                                                                         | 全学科      | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、16 単位以上 | 4 単位   | 46 単位以上 | 84 単位以上 | 130 単位以上 |
| 公共政策学部                                                                                                                      | 全学科      | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、12 単位以上 | 4 単位   | 42 単位以上 | 92 単位以上 | 134 単位以上 |
| 農学食科学部                                                                                                                      | 全学科      | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、12 単位以上 | 4 単位   | 42 単位以上 | 82 単位以上 | 124 単位以上 |
| 生命理工情報学部                                                                                                                    | 全学科      | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、12 単位以上 | 4 単位   | 42 単位以上 | 86 単位以上 | 128 単位以上 |
| 環境科学部                                                                                                                       | 森林科学科    | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、12 単位以上 | 4 単位   | 42 単位以上 | 86 単位以上 | 128 単位以上 |
|                                                                                                                             | 環境デザイン学科 | 26 単位以上              | 2 カ国語以上、12 単位以上 | 4 単位   | 42 単位以上 | 84 単位以上 | 126 単位以上 |
| 注 各学部、各学科ともに、「教養教育科目」の修得単位には、必ず「新入生ゼミナール」、「情報処理基礎演習」、「スポーツ実習Ⅰ」、「スポーツ実習Ⅱ」、「キャリア入門講座」及び「ケースメソッド・キャリア演習」計 10 単位が含まれていなければならない。 |          |                      |                 |        |         |         |          |

別表第4（第41条関係）

| 学 部          | 学 科       | 教育職員免許状の種類及び教科 |                 |               |
|--------------|-----------|----------------|-----------------|---------------|
|              |           | 中学校教諭<br>一種免許状 | 高等学校教諭<br>一種免許状 | その他の<br>一種免許状 |
| 文 学 部        | 日本・中国文化学科 | 国 語            | 国 語             |               |
|              | 国際文化交流学科  | 英 語            | 英 語             |               |
|              | 歴史学科      | 社 会            | 地理歴史            |               |
| 公共政策学部       | 公共政策学科    | 社 会            | 公 民             |               |
|              | 福祉社会学科    |                | 福 祉             |               |
| 農学食科学部       | 農学生命科学科   | 理 科            | 理科、農業           |               |
|              | 栄養科学科     |                |                 | 栄養教諭          |
| 生命理工情報<br>学部 | 生命化学科     | 理 科            | 理 科             |               |
|              | 理工情報学科    | 理 科            | 理科、情報           |               |
| 環境科学部        | 森林科学科     | 理 科            | 理科、農業           |               |